

東村山市保育所の利用者負担に関する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成27年2月26日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市保育所の利用者負担に関する条例

東村山市保育所の利用者負担に関する条例を別紙のとおり制定することに議決を得たい。

説明 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）並びに子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の公布等に伴い、本案を提出するものであります。

東村山市保育所の利用者負担に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づく子どものための教育・保育給付（法附則第6条第1項の規定による保育費用の支払を含む。）に係る支給認定保護者（法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。）又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条の規定により扶養の義務を負う者をいう。以下同じ。）（以下「利用者」と総称する。）が保育所の利用に際し負担すべき費用（以下「利用者負担」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「保育所」とは、東村山市立保育所条例（昭和38年東村山市条例第20号）別表第1に掲げる保育所（以下「公立保育所」という。）及び法附則第6条第1項に規定する特定保育所（以下「私立保育所」という。）をいう。

(利用者負担の額及び徴収)

第3条 市長は、公立保育所において支給認定子ども（法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。）に対して保育を行ったときは、当該支給認定子どもの利用者から別表第1に定める額を徴収するものとする。

2 市長は、支給認定子どもに対して、法附則第6条第1項の規定により市が支払う保育費用に係る保育を私立保育所が行ったときは、当該支給認定子どもの利用者から前項に定める額を徴収するものとする。

(利用者負担の額の減免)

第4条 市長は、別表第2に定める基準により利用者負担の額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(東村山市保育料徴収条例の廃止)
- 2 東村山市保育料徴収条例（平成13年東村山市条例第29号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この条例は、平成27年4月分からの利用者負担の徴収について適用し、同年3月分までの保育料の徴収については、なお従前の例による。

別表第1（第3条）

保育所利用者負担額表

基準階層区分	子どもの属する世帯の所得階層区分、定義及び条件			利用者負担の額（単位：円）			
				3歳未満児		3歳以上児	
				保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
A階層	生活保護世帯等			0	0	0	0
				0	0	0	0
				0	0	0	0
B階層	A階層を除き、当該年度分（4月から8月にあつては、前年度分。以下同じ。）の市町村民税が非課税の世帯			0	0	0	0
				0	0	0	0
				0	0	0	0
C階層	A階層を除き、当該年度分の市町村民税の課税額が均等割の額のみ在世帯			6,600	6,400	5,600	5,500
				3,300	3,200	2,800	2,700
				0	0	0	0
D階層	A階層	第1階層	1円以上	7,600	7,400	6,500	6,300
			5,000円未満	3,800	3,700	3,250	3,100
				0	0	0	0
	を 除 き	第2階層	5,000円以上	8,800	8,600	7,600	7,400
			26,800円未満	4,400	4,300	3,800	3,700
				0	0	0	0
	当 該 年 度 分	第3階層	26,800円以上	12,000	11,700	9,600	9,400
			48,600円未満	6,000	5,800	4,800	4,700
				0	0	0	0
	第4階層	48,600円以上	13,600	13,300	10,700	10,500	
		72,800円未満	6,800	6,600	5,350	5,200	

の 市 町 村 民 税 の 課 税 世 帯 で あ っ て そ の 所 得 割 の 額 の 区 分 が 次 の 区			0	0	0	0
	第5	72,800円以上	16,300	16,000	12,000	11,700
	階層	97,000円未満	8,150	8,000	6,000	5,800
			0	0	0	0
	第6	97,000円以上	18,700	18,300	13,100	12,800
	階層	133,000円未満	9,350	9,100	6,550	6,400
			0	0	0	0
	第7	133,000円以上	21,600	21,200	14,800	14,500
	階層	169,000円未満	10,800	10,600	7,400	7,200
			0	0	0	0
	第8	169,000円以上	25,700	25,200	15,900	15,600
	階層	185,500円未満	12,850	12,600	7,950	7,800
			0	0	0	0
	第9	185,500円以上	29,100	28,600	17,500	17,200
階層	202,000円未満	14,550	14,300	8,750	8,600	
		0	0	0	0	
第10	202,000円以上	32,400	31,800	18,600	18,200	
階層	218,500円未満	16,200	15,900	9,300	9,100	
		0	0	0	0	
第11	218,500円以上	35,000	34,400	19,800	19,400	
階層	235,000円未満	17,500	17,200	9,900	9,700	
		0	0	0	0	
第12	235,000円以上	38,500	37,800	20,800	20,400	
階層	251,500円未満	19,250	18,900	10,400	10,200	
		0	0	0	0	
第13	251,500円以上	40,900	40,200	22,600	22,200	
階層	268,000円未満	20,450	20,100	11,300	11,100	
		0	0	0	0	
第14	268,000円以上	43,000	42,200	23,700	23,200	

分に 該 当 す る 世 帯	階層	284,500 円未満	21,500 0	21,100 0	11,850 0	11,600 0
	第 15 階層	284,500 円以上 301,000 円未満	45,500 22,750 0	44,700 22,300 0	24,400 12,200 0	23,900 11,900 0
	第 16 階層	301,000 円以上 325,000 円未満	47,200 23,600 0	46,300 23,100 0	25,200 12,600 0	24,700 12,300 0
	第 17 階層	325,000 円以上 349,000 円未満	49,200 24,600 0	48,300 24,100 0	26,400 13,200 0	25,900 12,900 0
	第 18 階層	349,000 円以上 373,000 円未満	51,100 25,550 0	50,200 25,100 0	27,400 13,700 0	26,900 13,400 0
	第 19 階層	373,000 円以上 397,000 円未満	51,400 25,700 0	50,500 25,200 0	27,400 13,700 0	26,900 13,400 0
	第 20 階層	397,000 円以上	51,600 25,800 0	50,700 25,300 0	27,400 13,700 0	26,900 13,400 0

備考

- この表における利用者負担の額（単位：円）の欄に掲げる額は、上段の額を第1子、中段の額を第2子、下段の額を第3子以降の子ども1人当たりの月額とする。この場合において、「第1子」とは、最年長の子ども（最年長の子どもが2人以上いる場合は、そのうち1人とする。）を、「第2子」とは、第1子以外の子どものうち、その次に年長の子ども（当該子どもが2人以上いる場合は、そのうち1人とする。）を、「第3子以降」とは、第1子及び第2子以外の子どもをいう。
- 前項の第1子、第2子又は第3子以降の区分は、同一世帯に属する支給認定子ども（規則で定める施設又は事業を利用し、保育の提供を受け

た者に限る。)の数により認定する。

- 3 この表における基準階層区分及び所得階層区分は、当該保育所に入所し、又は在籍する子どもと同一の世帯に属して生計を一にしている父母その他の扶養義務者（民法第877条第1項に規定する直系血族等であつて、家計の主宰者である場合に限る。）の全ての者の課税額の合計（以下「世帯合計課税額」という。）により認定する。
- 4 この表における「3歳未満児」とは、子どものための教育・保育給付に係る保育が実施された年度の初日の前日において3歳に達していない子どもをいい、その子どもがその年度の中で3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満児とみなす。
- 5 この表における「3歳以上児」とは、小学校就学前子どものうち3歳未満児以外の子どもをいう。
- 6 この表における「保育標準時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項の規定による1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量の認定を受けた場合をいい、「保育短時間」とは、同項の規定による1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量の認定を受けた場合をいう。
- 7 この表におけるA階層の「生活保護世帯等」とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）による支援給付受給世帯をいう。
- 8 この表におけるC階層の「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割をいい、D階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、附則第5条第3項、附則第5条の4及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、この所得割について、同法第

323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から控除して得た額を所得割の額とする。

- 9 この表による基準階層区分がC階層又はD階層である世帯の扶養義務者が、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けることができる場合で、かつ、当該世帯が未婚のひとり親世帯である者については、当該世帯の扶養義務者が寡婦（寡夫）であるとみなして算定した世帯の市町村民税の額を当該世帯の市町村民税の額としてこの表の規定を適用する。

別表第2（第4条）

保育所利用者負担額減免基準表

減免条件		減免の区分及び減額範囲
1	月の途中で生活保護法による保護又は中国残留邦人等支援法による支援給付を受けたとき。	免除
2	その世帯の収入額が生活保護法による基準に満たないとき。	減額前の直近において適用されていた基準額（以下「減額前基準額」という。）とB階層の基準額との差額分を減額
3	地方税法第295条又は第323条の規定により当該年度分の市町村民税が非課税となったとき又は免除されたとき。	層の基準額との差額分を減額
4	地方税法第15条の規定により前年度分又は当該年度分の市町村民税の徴収を猶予され、又は納期を延期されたとき。	減額前基準額の基準階層区分がC階層の場合にあつては、当該基準額とB階層の基準額との差額分を減額 減額前基準額の基準階層区分がD階層の場合にあつては、当該減額前基準額と次に掲げる区分に応じて定める基準額との差額分を減額 (1) 減額前基準額の所得階層区分が第1階層から第3階層までの場合 C階層の基準額 (2) 減額前基準額の所得階層区分が第4階層から第20階層までの場合 当該減額前基準額の所得階層区分より3階層低位の所得階層区分の基準額
5	地方税法第323条の規定により当該年度分の市町村民税が均等割のみに減額されたとき。	減額前基準額とC階層の基準額との差額分を減額
6	その世帯の前3月平均の平均収入月額(賞	減額前基準額と当該減額前基準額との差額

	与を除く。)が前年の平均収入月額(賞与を除く。)より1割以上低額と認められるとき。	が生じる直近低位の階層の基準額との差額分を減額
7	前各事項のいずれにもより難いもので市長が特に調査のうえ、必要と認めたとき。	減額前基準額と次に掲げる区分に応じて定める基準額との差額分の範囲内で市長が認定した額を減額 (1) 減額前基準額の基準階層区分がC階層の場合 B階層の基準額 (2) 減額前基準額の基準階層区分がD階層の場合であって、当該所得階層区分が第1階層から第3階層までの場合 C階層の基準額 (3) 減額前基準額の基準階層区分がD階層の場合であって、当該所得階層区分が第4階層から第20階層までの場合 当該減額前基準額の所得階層区分より3階層低位の所得階層区分の基準額

備考

- 1 この表は、別表第1に定める保育所利用者負担額表の基準階層区分が、C階層又はD階層である場合に適用する。
- 2 この表による減額又は免除の期間(以下「減免期間」という。)は、当該年度の末日又は当該減免事由が終了した日の属する月の末日のいずれか早い日までとする。ただし、この表中1の項に掲げる事由による免除にあつては1月、7の項に掲げる事由による減額にあつては3月を減免期間の上限とする。
- 3 この表の3から5までの項における減免条件の適合の可否は、世帯合計課税額により判定する。
- 4 この表の5の項における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割をいう。

東村山市保育所の利用者負担に関する条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、東村山市保育所の利用者負担に関する条例（平成27年東村山市条例第 号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（利用者負担額の決定等の通知）

第3条 市長は、条例第3条の規定により利用者負担の額を決定し、又は変更したときは、その旨を東村山市利用者負担額決定・変更通知書により利用者及びその利用に係る保育所に通知するものとする。

（利用者負担の納付期限）

第4条 支給認定保護者は、条例第3条の規定により決定された利用者負担を毎月末日までに納付しなければならない。ただし、4月分にあつては5月末日まで、9月分にあつては10月末日まで、12月分にあつては同月25日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の事情があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。

3 前2項の納付期限に係る納付通知は、東村山市利用者負担納入通知書兼領収書によるものとする。

4 市長は、前項の納付通知を納付期限の10日前までに利用者に送付しなければならない。

（利用者負担の減免申請）

第5条 条例第4条の規定により利用者負担の額の減額又は免除を受けようとする者は、東村山市利用者負担減免申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、減額又は免除の諾否を決

定し、東村山市保育料減免決定・却下通知書により利用者に通知するものとする。

(条例別表第1備考2に規定する規則で定める施設又は事業)

第6条 条例別表第1備考2に規定する規則で定める施設又は事業は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 特定教育・保育施設
- (2) 特定地域型保育事業

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
(東村山市保育料徴収条例施行規則の廃止)
- 2 東村山市保育料徴収条例施行規則(平成13年東村山市規則第77号)は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この規則は、平成27年4月分からの利用者負担の徴収について適用し、同年3月分までの保育料の徴収については、なお従前の例による。